

議員提出議案第2号

事務調査に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月25日

渋川市議会議長 田邊寛治様

提出者	渋川市議会議員	中澤	広行
賛成者	渋川市議会議員	田中	猛夫
	同	望月	昭治
	同	山崎	正男
	同	山内	崇仁
	同	池田	祐輔

別紙

議員提出議案第 2 号

本会議における渋川市長の答弁の真偽の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり本会議における渋川市長の答弁の真偽に関する調査を行うものとする。

## 記

### 1 調査事項

- (1) 令和 2 年 3 月市議会定例会 5 日目の緊急質問において行われた  
硯石に関する質問に対する渋川市長の答弁の真偽について
- (2) 令和 2 年 3 月市議会定例会 6 日目の一般質問において行われた  
渋川市社会福祉協議会の人事介入に関する質問に対する渋川市長  
の答弁の真偽について

### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び委員会条例第 6 条の規定により委員 8 人で構成する、本会議における渋川市長の答弁の真偽に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

### 3 調査権限の委任

本会議は、1 に掲げる事項の調査を行うため地方自治法第 100 条第 1 項（及び同法第 98 条第 1 項）の権限を本会議における渋川市長の答弁の真偽に関する調査特別委員会に委任する。

### 4 調査期限

本会議における渋川市長の答弁の真偽に関する調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができるものとする。

## 5 調査経費

本調査に要する本年度の経費は2万円以内とする。

## 理 由

渋川市長が本会議で行われた議員の質問に対し、虚偽の答弁を行った疑いがあるため、議会として真相解明が求められている。